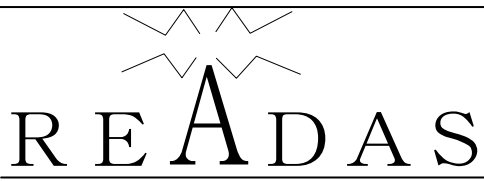


第 5422 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月 7日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 簡易課税の事後選択

**Q**：消費税の改正により、簡易課税の事後選択ができるようになるのか。どういうことですか？

**A**：軽減税率が導入される一定の期間に認められる特例です。

### 【解説】

消費税の簡易課税制度を選択する場合は、適用しようとする事業年度の前事業年度までに届出書を提出しなければなりません。消費税の軽減税率制度が導入される平成29年4月1日からは、次のように取り扱われます。

#### ①課税売上高5,000万円以下の事業者

平成30年3月31日までの日の属する課税期間の末日までに簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を税務署長に提出したとき（事後選択）は、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。この場合、届出をした事業年度の初日から適用されることになります。

#### ②課税売上高5,000万円超の事業者

平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日までの間に、簡易課税に準じた計算を行う旨の届出書を税務署長に提出したときは、その方法により課税仕入等の税額を計算することが認められます。この場合は、平成29年4月1日以後、課税期間の末日までに適用されることになります。

